

国保の手続き、忘れていませんか

医療保険にはいくつかの種類があり、勤めている人は、健康保険組合などの職場の医療保険に加入しています。これいざれの医療保険にも加入していない人（生活保護を受けている人を除く）は、必ず国民健康保険に入らなければなりません。

□国民健康保険と職場の健康保険との関連

①任意継続制度

職場の健康保険に2ヶ月以上加入していれば、退職してからも国民健康保険に加入せず、任意で引き続き2年間継続することができます。この場合、在職中と同じ給付が受けられます。申請期限は退職して20日以内、申請先は、社会保険事務所、健保組合などの各保険者です。

なお、国民健康保険に加入した場合の保険料を知りたいときは、保健課保険料（内線139）へお問い合わせください。

②社会保険の被扶養者認定

親族関係や所得に応じて、被扶養者の範囲が決められています（被扶養者が増えると保険料は変わりません）。

●被扶養者の範囲…三親等内の親族、60歳未満で年収110万円未満の人、60歳以上で年収160万円未満の人

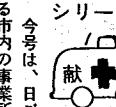
③維持療養

特定の病気について、退職後も引き続き1割負担で診療が受けられます。有効期間は治療開始から5年間です。

ただし、被扶養者としての資格は退職と同時になくなりますので、国保に加入するか、他の健康保険の被扶養者となる必要があります。



建設業協会支部長
西済 博之さん



シリーズ
献血

今号は、日ごろ献血会場として献血に協力していただいている市の事業所の皆さんに、献血事業を始めた動機などについて、お話をうかがってみました。

A 協会設立と同時にどちらも献血を始めたのはいつですか
A 献血事業を始めた動機は。

A 私どもは、労働災害が多く輸血のお世話になる業種ですから、積極的に取り組んでいます。また、自分の健康状態をチェックしていくので、健康保険活動などを始めました。

A 病院でも献血を始めたとき、会社のお得意さんがくも膜下出血で倒れたときに献血したのがきっかけです。自分もいつ、そういうときがあるかもしれません。

A 二十くらい前です。
A 二十くらい前です。

A ポスターを張ったり、チラシを配ったりする程度で特にはありません。社員の自由性にまかせています。

会社として、特に献血を推進していくための活動は、

会社として、特に献血を

</div